

第4章 全体構想

1 土地利用に関する方針

(1) 土地利用の基本方針

計画的な土地利用誘導に基づく都市づくり

○ 区域区分に基づいたメリハリのある土地利用誘導

- ・ 本町に指定されている「松田都市計画区域」は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止や計画的な整備による良好な市街地の形成を図ることを目的として、市街地として積極的に整備する「市街化区域」と、市街化を抑制し良好な自然環境等を維持する「市街化調整区域」に区分されており、本町においては、昭和45年以降、この「区域区分」に基づいた計画的な土地利用誘導を行ってきました。
- ・ 本町では、南部の平坦地に指定されている市街化区域を中心に、まとまりのある市街地が形成されていることから、引き続き、既成市街地の質的向上や高度利用を図りながら、メリハリのある土地利用の誘導を推進するとともに、社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて土地利用の見直しに取り組むものとします。
- ・ 山間部に指定されている市街化調整区域には、観光果樹園をはじめ、身近に誰もが気軽に自然とふれあえる環境が整備されていることから、引き続き、町民や来訪者の憩いの場としての管理・保全を図ります。また、現在の良好な農地や自然環境を維持していくため、今後も市街化の抑制を図り、より一層の管理・保全に努めます。

○ 市街化区域における用途地域に基づく土地利用の整序

- ・ 本町の市街化区域を中心に形成されている既成市街地においては、近年の人口減少、高齢化の進行、ライフスタイルの変化等に伴って、空き家や低・未利用地等の増加が顕著となることが想定されることから、現在のまとまりのある市街地環境を維持するため、用途地域に基づいた適切な土地利用を図ります。
- ・ 社会経済情勢の変化や駅前をはじめとする都市基盤整備の進捗状況、地域の課題等適切に対応していくため、必要に応じて用途地域の見直しについて検討します。
- ・ 新たな用途地域の類型として、都市農地の保全・活用に資する「田園住居地域」が創設されることから、本町においても農地と調和した良好な居住環境の形成が求められる地区等を対象に、用途地域変更の必要性について検討します。

○ 都市計画区域外における土地利用の見直しと都市計画の必要性の検討

- ・ 松田都市計画区域から除外されている寄地区は、丹沢山系の山々に囲まれ、自然豊かな環境を有しています。本地区は、松田都市計画区域を検討した昭和45年当時の都市計画区域の指定要件等により、都市計画区域に指定されない「都市計画区域外」として位置づけられ、それ以降、「森林法」や「農業振興地域の整備に関する法律」などの他法令に基づきながら、自然環境を保全し人口減少を抑制するべき地区として、必要な土地利用が展開されてきました。今後も自然環境の保全を図りつつ、生活利便性の向上やコミュニティの活性化、若者世代の定住等に向けて適切な土地利用が図られるよう、他法令との調整や都市計画の適用によるメリット・デメリット等について検証しながら、必要に応じて都市計画区域の拡大や都市計画制度の導入等について検討していくこととします。



質の高い居住環境づくり

○ 定住促進に向けたゆとりある居住地づくり

- ・ 都心部や周辺自治体への通勤・通学の利便性が高い住宅都市として、定住人口の減少抑制及び若年層の定住促進に向けて、適正な場所における住宅の立地、都市機能の誘導、都市基盤の整備、「松田町まちづくり条例」による建築物の敷地面積の最低限度の制限等を図り、美しく質の高い生活環境の形成に取り組みます。
- ・ 定住促進に向けては、ハード面での居住地づくりだけでなく、数世代にわたり定住したいと思えるよう、既に居住している町民と新たに定住する方との地縁を形成するなど、ソフト面での対策にも併せて取り組みます。

○ 郊外集落（寄地区）における環境改善の促進

- ・ 近年、郊外集落である寄地区では、人口減少等に伴い産業や地域コミュニティ等の衰退がみられるようになっており、郊外集落の維持が困難な状況になりつつあることから、地域コミュニティを健全に維持していくため、郊外集落（寄地区）と市街地（松田地区）との相互関係の強化を図ります。
- ・ 相互関係の強化にあたっては、周辺環境への配慮を基本としつつ、両地区が有する機能やソフト面の充実や質的向上を推進するとともに、両地区を繋ぐ現在の路線バスを補完しながら、利用ニーズへの的確な対応を考慮したデマンドバスの運行の検討や公共交通の本数の増加等に取り組み、良好な住環境の維持・向上に努めます。

- ・ 高度情報社会へ移行する中で、SOHO やテレワークなどの在宅就労をはじめ、これまでにない多様な就業形態が認められるようになっていきます。寄地区においても、郊外ならではの豊かな自然に囲まれた中での就業を志す就労者を、新たな定住者として獲得していけるよう、IT 環境をはじめとする受け入れ環境の整備を推進します。

○ 空き家や低・未利用地の適正管理

- ・ 空き家や低・未利用地が適正に管理されないまま放置されると、地域の防災・防犯、景観、賑わい、生活環境の悪化など、様々な問題が生じる恐れがあります。空き家や低・未利用地の管理においては、町が独自に取り組むことは難しく、町民や所有者など、多様な主体との連携が求められるため、引き続き、空き家や低・未利用地の実態調査を行い、情報を共有しながら適正な管理を図ります。
- ・ 町民や所有者等が、空き家や低・未利用地の適正な管理・活用ができるよう、一定規模の民間の活用が見込まれる土地については、継続的に意向を把握しながら、実情に合った支援を行います。
- ・ 市街地内に残されている町有地のうち、利用が進んでいないものについては、周辺の都市機能の整備状況も勘案しながら、地域の活力創出に資する適切な活用を推進します。

○ 生活利便性の向上に資する都市機能の確保・充実

- ・ 町民が今後も町に誇りを持って住み続けることができるよう、商業、医療、福祉、教育機能等の既存の都市機能の活用を前提としながら、更なる都市機能の充実により、地域生活における利便性の向上を図ります。
- ・ 行財政運営の効率化の観点から、現在町内で不足している機能については、町での新規整備の可能性について検討するとともに、それが難しい場合には、周辺市町との連携によって補完するかたちで、都市機能を確保し、都市経営コストの効率化を図ります。

○ 町営住宅の再編

- ・ 定住人口の確保に向けて、その受け皿のひとつとなる町営住宅の再編に取り組みます。特に、老朽化が著しい既存町営住宅については、入居者や周辺の居住者の安全性の確保のためにも、新たな町営住宅の整備による集約化を図り、移転を促進します。
- ・ 町営住宅の整備候補地である町屋地区及び籠場地区においては、民間事業者との連携により、子育て世帯向けなどの多様なニーズに対応するとともに、周辺地域の活力創出や利便性向上に資する都市機能との複合化による、付加価値を有する町営住宅の整備を目指します。

豊かな自然環境の管理・保全

○ 適切な管理・利用に基づく自然環境の保全と耕作放棄地の抑制

- ・ 本町には、自然豊かな山々や河川、溪谷などの自然資源が豊富にあり、四季折々の様相を楽しめる環境が広がっています。このような豊かな自然環境を管理・利用しながら、

将来にわたって自然の恵みを享受できる環境の保全に努めます。

- ・ 農地は、農業生産の場としてだけでなく、生態系や自然の保水機能等を保持する貴重な資源となることから、農地の持つ多面的な機能を最大限に活かすため、地権者や地域と協力しながら耕作放棄地の抑制に取り組みます。
- ・ 山間部においては、イノシシなどの鳥獣被害により、町民の安全性や良好な営農環境の確保に大きな影響を与えていることから、引き続き、町民や行政、関係団体などの多様な主体との連携による効果的な鳥獣被害対策の展開を図ります。

○ 関係法令の適切な運用による自然環境の管理・保全

- ・ 自然に起因する様々な災害から町民の生命や財産を守るためには、安定した自然環境の管理が求められることから、「森林法」、「自然環境保全法」、「自然公園法」、「農業振興地域の整備に関する法律」などの関係法令を適切に運用し、豊かな自然環境の保全を図ります。
- ・ 寄地区は、県の「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく、「里地里山保全等地域」に選定されています。里地里山が有する農林業生産の場、良好な景観の形成、多様な生物の生息地、災害の防止、伝統的な生活文化の伝承、環境学習や自然体験の場などの多面的機能を、町民や来訪者が十分に享受できるように、多様な主体との連携を図りながら、豊かな里地里山環境の確保を図ります。

○ 「COOL CHOICE」につながる自然環境の確保

- ・ 本町では、政府が地球温暖化対策として推進する「COOL CHOICE」を宣言しており、温室効果ガスの排出量抑制に資する省エネ活動や太陽光発電の整備やエコカーの普及促進など、COOL CHOICE（賢い選択）につながる、様々な取組みを積極的に実施しています。
- ・ 本町が有する豊かな自然環境は、温室効果ガスの削減等に寄与する貴重な資源であるとともに、水源林として、将来にわたってきれいで豊かな水を確保するために必要不可欠な要素となることから、引き続き、適切な管理・保全に基づいて、量と質の確保を図ります。

魅力創出に資する土地利用の促進

○ 鉄道駅周辺的环境整備による魅力と賑わいづくり

- ・ 本町の鉄道駅周辺においては、JR 御殿場線と小田急小田原線の各駅が近接していますが、十分な広さの駅前広場が整備されておらず、駅周辺の交通混雑も発生するなど、交通機能の改善や利便性の向上、魅力の創出等が重要な課題となっています。そこで、駅前広場の整備による交通混雑の解消や魅力創出に資する拠点づくりなど、公共交通のみならず、人・もの・コトを繋ぐ“結節点”としての機能強化を図り、本町の玄関口としての魅力の向上と賑わいづくりに向けた環境整備の検討を推進します。

- ・ 鉄道駅周辺の環境整備により、賑わい創出を図るだけでなく、十分な幅員を要した歩行者空間の整備や自動車等と歩行者の動線の再編整備等を実施し、歩行者や自動車の安全や事故防止の確保による快適で居心地の良い鉄道駅周辺環境の提供に取り組みます。
- ・ 近年の社会状況等の変化に伴い、町として目指すべき市街地像や土地利用動向が変化していることから、鉄道駅周辺の環境整備の見直しに併せて、小田急小田原線新松田駅南口周辺地域の用途地域の見直しに取り組みます。



○ 郊外における交流拠点の整備促進

- ・ 寄地区の「寄自然休養村管理センター」や「寄ふれあいドッグラン」、「寄清流マス釣り場」、松田地区の松田山の観光果樹園など、本町の郊外部には自然を活かした観光拠点や宿泊施設が立地していることから、引き続き、これらの既存機能の維持・拡充を図りながら、誰もが豊かな自然環境とふれあい、癒されるような交流拠点の整備を推進します。



○ 空き家や低・未利用地の活用

- ・ まちの新たな魅力を創出していくためには、空き家・空き店舗や低・未利用地などの既存ストックの活用が重要となることから、「松田町空家バンク」の活用や改修費の補助等の支援など、町民や所有者への積極的な情報発信による活用促進を図ります。
- ・ 市街化区域を中心とした既成市街地においては、町有地の活用を図るとともに、空き家の魅力的なりノバージョンや鉄道駅周辺での空テナント活用、低・未利用地のポケットパーク化などを支援し、中心拠点としての賑わいと回遊性の向上に資する活用を促進します。
- ・ 寄地区の既存集落においては、若年層をはじめとする新たな地域住民の定住の場として活用するとともに、地域福祉拠点やコミュニティサロンなど、地域住民の生活利便機能を補う施設として有効活用することで、生活環境の向上に努めます。

(2) 土地利用ゾーン別の基本方針

① 市街地ゾーン

主に「市街化区域」に指定された既成市街地を「市街地ゾーン」として位置づけ、快適で暮らしやすく、利便性の高いコンパクトな市街地の形成を図ります。

鉄道駅に近接した、利便性の高い町民生活の拠点エリアとして、商業施設、教育施設、医療・福祉施設などの都市機能の集積と質の高い居住地の形成を図ります。

市街地ゾーンは、次の「住居ゾーン」、「複合ゾーン」、「商業ゾーン」、「工業ゾーン」の4つのゾーンに細区分されます。

1) 住居ゾーン

用途地域において「第一種中高層住居専用地域」に指定しているエリアを「住居ゾーン」として位置づけます。

○ 良質な住環境の維持・形成

- ・ 本ゾーンは中低層の戸建て住宅や集合住宅が建ち並ぶ住宅地であり、地域住民の生活利便性に資する小規模な店舗も立地しています。今後も周辺の良い住環境と調和した適切な土地利用を基調とし、ゆとりある敷地のもとで戸建て住宅の立地を促進しながら、良質な住環境の維持・形成を図ります。
- ・ 山間部の良好な住宅地として整備された湯の沢地区については、引き続き、地域住民が主体となったエリアマネジメントによる住環境の質の維持・向上を促進し、将来にわたって持続可能な活力あるコミュニティづくりに取り組みます。

2) 複合ゾーン

用途地域において「第一種住居地域」に指定しているエリアを「複合ゾーン」として位置づけます。

○ 快適で利便性の高い住宅地の形成

- ・ 本ゾーンは戸建て住宅、中層の集合住宅を中心とした住宅地ですが、中規模な店舗や事務所等も建てられることから、落ち着いた住環境の維持を前提としながら、鉄道駅周辺の商業ゾーンを補完する生活利便施設の立地誘導を促進します。
- ・ 本ゾーンにおいては、狭あい道路、空き家や低・未利用地など、改善が必要な箇所がみられることから、壁面後退による道路空間の確保、塀の植栽化による安全性の確保など、低・未利用地の活用促進や住環境の向上に資する地区計画の導入を検討しながら、快適で利便性の高い住宅地の形成を図ります。

○ 周辺環境と調和した土地利用の推進

- ・ 住宅地と工業施設の混在がみられる地区においては、落ち着いた住環境の確保に向けて、地域住民や地権者と検討・協議を進めながら、工業施設の適正箇所への移転も含めた取組みを推進します。
- ・ 県道72号沿道については、周辺の居住地の環境に配慮し、歩道の整備などに取り組み、地域の生活環境の向上を促進します。

3) 商業ゾーン

用途地域において「近隣商業地域」及び「商業地域」に指定しているエリアを「商業ゾーン」として位置づけます。

○ 中心拠点にふさわしい賑わいの創出

- ・ 町民の購買需要に対応した商業機能の充実を図るとともに、来訪者が回遊・滞在しやすい街なか環境を整備し、賑わいのある商業環境の形成を推進します。
- ・ 鉄道駅周辺については、人・もの・コトを繋ぐ“結節点”としての機能強化を図り、駅前広場の整備や魅力創出に資する拠点づくりなど、本町の玄関口としての魅力の向上と賑わいづくりに向けた環境整備の検討を推進します。
- ・ 本ゾーンの繁華街は、歴史的な成り立ちからみても本町のみならず足柄上地区における貴重な文化的機能を有していることから、公共交通の利便性向上による来街者の確保を図りながら、街並み景観の形成やソフト事業の推進など、賑わいの再生に向けた一体的な施策展開に取り組みます。



○ 高度利用による都市機能の拡充

- ・ 他のゾーンよりも高い容積率が設定されている強みを活かし、指定用途地域にふさわしい建物の高度利用を促進することで、都市機能の拡充や新規居住者の獲得に取り組みます。
- ・ 近年、本ゾーンにおいて空き店舗や低・未利用地の点在がみられています。これらを放置したままでは、賑わいや魅力の低下につながることから、空き店舗や低・未利用地を、ポケットパークなど町民や来訪者が気軽に利用できる空間として有効活用し、生活環境・来訪者の受け入れ環境の充実を図ります。

4) 工業ゾーン

用途地域において「準工業地域」に指定されているエリアを「工業ゾーン」として位置づけます。

○ 地区計画に基づく良好な操業環境の維持・保全

- ・ 本ゾーンには工場が立地しており、「松田町宮下地区地区計画」が指定されていることから、引き続き、地区計画に基づいた制限を基調としながら、周辺環境と調和した、良好な操業環境の維持・保全を図ります。

② 農業活用ゾーン

主に「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて「農用地」に指定されているエリアを「農業活用ゾーン」として位置づけます。

○ 農地の積極的な利用に基づく管理・保全

- ・ 寄地区では茶畑、松田地区ではみかん畑が広がっており、市街地に隣接する貴重な農地・緑地空間として、都市と自然が調和した良好な環境の保全を図ります。また、農業振興に向けた担い手の育成など、ソフト面の強化を進めながら、多様な主体による積極的な利用に基づいた優良農地の保全・活用を誘導します。
- ・ 観光農園など自然・農業を活かしたアクティビティの場としての役割も果たしていることから、今後も人と自然・農業がふれあえる空間として、積極的な管理・活用を図ります。

③ 郊外居住ゾーン

都市計画区域外の寄地区の既存集落を「郊外居住ゾーン」として位置づけます。

○ 既存コミュニティの維持・活性化

- ・ 周辺の自然・営農環境と調和の取れた良好な住環境の維持・保全を推進します。
- ・ 豊かな自然に囲まれた中での就業を志す就労者の獲得による定住人口の確保を目指し、IT環境をはじめとする受け入れ環境の整備を推進します。
- ・ 公共施設や商店等の生活利便機能については、松田地区の市街地との連携を強化することにより、生活環境の質の向上を図ります。



④ 自然共生ゾーン

丘陵部に広がる山林や農地、既存集落によって形成されている地域を「自然共生ゾーン」として位置づけます。

○ 環境保全を基調とした共生

- ・ 農地や山林、既存集落との共生を図り、本町特有の美しい自然環境を保全するとともに、防災機能や生態系保全機能の維持・増進を図ります。
- ・ 本ゾーン内に点在する小規模な既存集落については、周辺の自然環境と調和した、ゆとりある住環境の維持を図ります。

⑤ 森林保全ゾーン

本町の北部に広がる「自然公園地域」及び「自然保全地域」を中心とした地域を「森林保全ゾーン」として位置づけます。

○ 保全による安全・安心な町土の形成と交流の場としての活用

- ・ 本ゾーンは、豊かな自然環境と水源林でもある森林資源を有しており、今後も森林の適切な管理を図りながら、自然環境の保全・継承、災害の防止に取り組み、安全・安心な土地利用を推進します。
- ・ 自然散策の場、自然を利用したアクティビティの場としての機能も有していることから、引き続き、交流の場として保全・活用を図ります。

⑥ 河川ゾーン

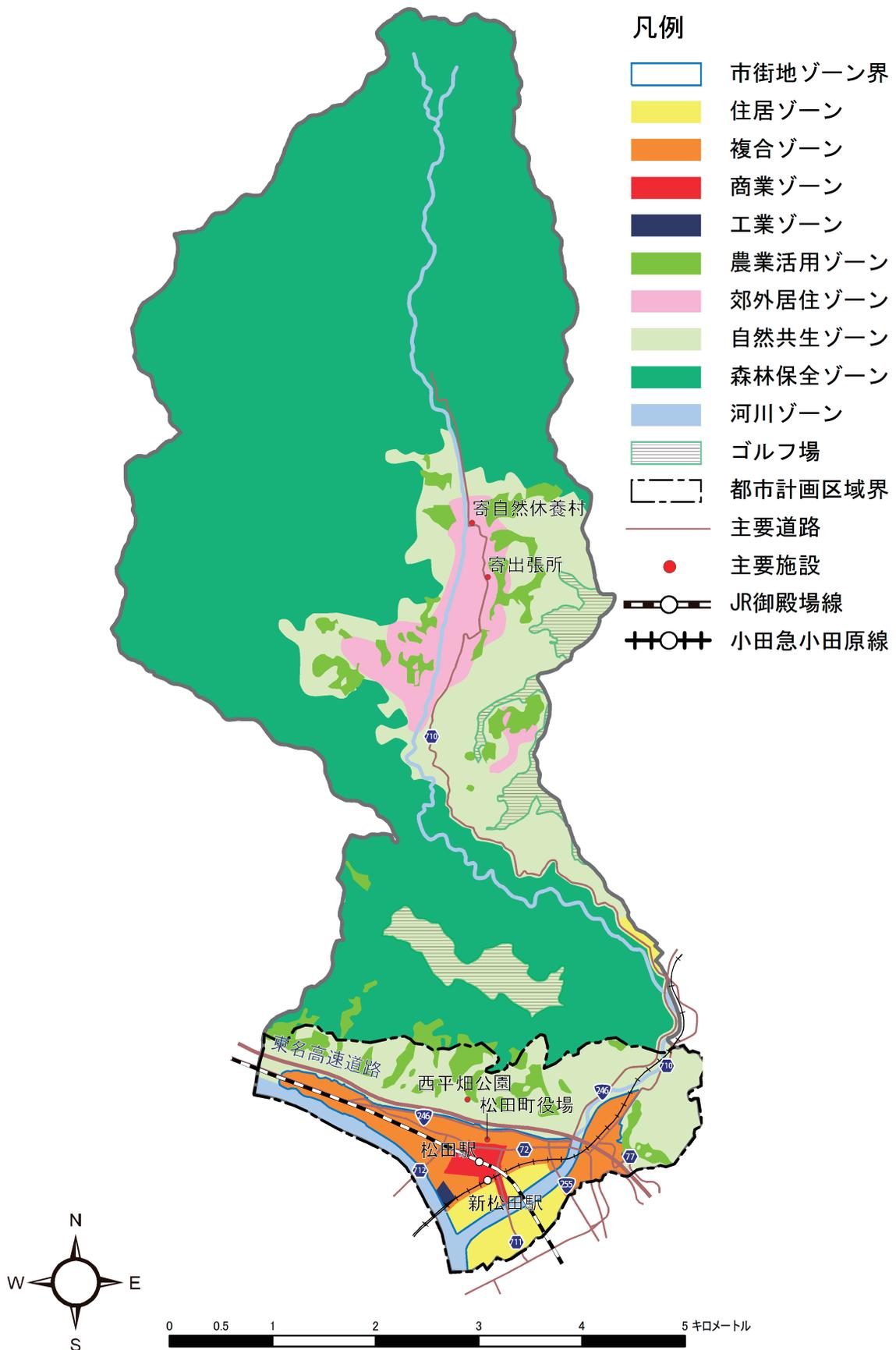
本町を流れる河川周辺を「河川ゾーン」として位置づけます。

○ 安全・安心で潤いある水辺環境の形成

- ・ 二級河川の酒匂川、酒匂川支流の川音川、中津川などの河川については、管理者である県等の関係機関との連携を密にしながら整備を推進し、河川の氾濫や土石流等の被害を防止するため、砂防施設や治山施設の整備、水質の保全、親水空間の整備、河川周辺の整備を促進します。
- ・ 酒匂川や川音川では親水広場が整備され、グラウンドやパークゴルフ場として多くの町民に利用されていることから、引き続き、適切な管理による河川空間の魅力と安全性の向上を推進します。



《土地利用の方針図》



2 都市施設の整備方針

(1) 交通体系の整備方針

① 交通体系の基本方針

広域道路網の整備促進

- 東名高速道路や国道、主要地方道など広域交通網の整備促進
 - ・ 東名高速道路、平成 32 年の完成を目標に事業が進められている新東名高速道路、国道等の広域的な幹線道路や県道等の町内の骨格を形成する役割を担う道路については、都市間の交流が促進され、便利で安心して利用できる道路の整備に向けて関係機関と調整を図ります。
- 新たな道路整備を見据えた課題箇所の改善
 - ・ 新東名高速道路や国道 246 号バイパスの完成に伴い、今後、秦野市との行政区域境周辺において交通集中による渋滞発生が考えられることから、これに対応した道路整備の検討に関して関係機関に要望を行い、町民の快適な生活と円滑な移動の確保に努めます。
 - ・ 県道 711 号の高架下における線形改良・拡幅・歩道設置、県道 72 号の交差点改良等については、引き続き、県への要望を行い、交通安全及び交通の円滑化を促進します。

生活に密着した道路ネットワークの整備・改善

- 町道の計画的な整備
 - ・ 町道については、市街地の整備状況や周辺の土地利用状況、事業のしやすさ、地域の要望等を考慮し、「松田町町道整備基本計画」をもとに、計画的な整備に努めます。
 - ・ 幅員の狭い道路の拡幅等を進めるとともに道路の維持管理の充実を図り、安全性・利便性を備えた道路の整備を推進します。
 - ・ 定住促進や低・未利用地の活用など、地域活性化のために必要となる新設改良路線については、計画的な整備を推進します。
- 地域間をつなぐネットワーク網の確保
 - ・ 町民が豊かで快適な生活を送るためには、地域間のアクセス性の確保が必要不可欠な機能となることから、市街地と各地域や主要施設へのアクセス性の向上を図るとともに、地区内の回遊性の向上に資する整備にも取り組み、円滑なアクセスが確保された、暮らしやすい道路ネットワークを形成します。
 - ・ 本町の賑わいと活力の創出に寄与する来訪者の視点も十分に考慮したうえで、公共交通結節点と観光拠点を結ぶネットワーク軸の形成を図ります。

- **既成市街地・集落内における建物更新に伴う道路空間の確保**
 - ・ 既成市街地や郊外集落内の道路については、建物の密集によって一部道路幅員が狭くなっている箇所があることから、災害時等において緊急車両の乗り入れが出来ないなど、救助活動に大きな支障をきたす場合があります。都市の交通基盤となる道路は、都市機能の維持に加え、防災機能の確保等にも必要不可欠なものであることから、既成市街地や郊外集落内における建築物の更新時においては、余裕のある道路空間の確保を促進し、安全性・快適性を確保した道路整備に取り組みます。

- **誰もが利用しやすい歩道空間の形成に向けたユニバーサルデザイン化等の促進**
 - ・ 高齢社会の到来を踏まえ、歩行空間の確保にあたっては、段差の解消、スロープや点字ブロックの設置など、子どもから高齢者、障がい者の方々まで、誰もが安心して道路を通行することができるよう、ユニバーサルデザインなど福祉的配慮に基づいた整備を推進します。

- **安全・安心な都市づくりに向けた交通安全対策の充実**
 - ・ 国県道については、道路拡幅や交差点等の改良による交通混雑の解消と歩道整備・改良による安全な歩行者空間の確保に向けて、関係機関へ積極的に働きかけます。
 - ・ 町道については、幅員が狭い区間の改良、歩行者空間の整備、県立足柄上病院周辺の歩行者空間のユニバーサルデザイン化などにより、すべての人が利用しやすく、安全で快適な歩行者空間の整備に努めます。

公共交通網の維持・充実とシームレス化の推進

- **交通結節点となる鉄道駅周辺の“シームレス化”に向けた環境整備**
 - ・ 本町の鉄道駅周辺は、鉄道やバス交通、タクシーなど、多様な交通機能が集積し、本町のみならず足柄上地区の交通の核として位置づけられています。更なる交通利便性の向上に向けて、町民をはじめとする利用者が、自家用車を含め各交通機能へ円滑に乗り継ぎできるように、施設のバリアフリー化といったハード面の整備から、接続ダイヤの設定や共通乗車券などソフト面の整備まで、交通の“シームレス化”の実現に向けた一体的な施策を検討し、積極的な展開を図ります。
 - ・ 本町では、鉄道駅周辺の総合的な機能の更新に向けて「新松田駅南口駅前広場等の基盤整備事業」を推進しています。これにより、交通結節点としての立地特性を活かした広域的な玄関口としての機能を高め、本町の中心市街地として都市機能の向上と魅力の創出を図ります。
 - ・ 小田急小田原線新松田駅北口についても、周辺を含めた一体的な整備に向けた検討が進められ、安全性や利便性の向上、中心市街地の活性化、魅力の創出等につながる施策が段階的に実施されています。引き続き、地域住民や関連企業・団体など、多様な主体と連携しながら北口周辺の整備に係る調査・検討を継続的に実施し、計画の早期実現に努

めます。検討にあたっては、JR 御殿場線と小田急小田原線により市街地が分断されているという課題を考慮し、より利用しやすく、市街地の一体性を強化できるような環境の整備に努めます。

- ・ JR 御殿場線松田駅北口については、新築された駅舎を活かしながら、小田急小田原線新松田駅周辺における事業の進捗と併せて、利便性向上と賑わい創出に向けた環境整備を推進します。

○ 鉄道による広域ネットワークの維持・拡充

- ・ JR 御殿場線や小田急小田原線のより一層の利便性向上とネットワーク強化に向けて、各市町と連携しながら鉄道事業者へ運行時間の延長や列車本数の増加、駅構内の整備等について継続的に要望を行い、通勤・通学者、観光客などの駅利用者の利便性・安全性・快適性の向上を図ります。

○ バス交通の維持・充実

- ・ 居住地や観光拠点が各地域に点在している本町においては、駅利用者が鉄道駅から目的地に移動するための二次交通として、バス交通が重要な役割を果たしています。引き続き、バスと在来線の相互乗り継ぎの円滑化を図り、町内移動の利便性の向上やマイカー移動の抑制による環境負荷の低減に取り組みます。



- ・ 高齢社会が進行する中で、高齢者や子どもなどの自力での移動が困難な町民の移動手段として、バスの必要性はますます高まることから、路線バスの維持・充実を図ります。また、デマンドバスに代わる新たな交通網の整備として、コミュニティバス等の運行の検討や利用促進策（乗合バス運行事業、バス通学定期券購入費助成事業、高齢者バス定期券購入費助成事業）のバス交通主要3施策を推進し、環境にやさしく誰もが利用しやすい地域交通ネットワークの充実を図ります。
- ・ 将来的には、自動運転などの新技術によって、より効率的で利便性の高いバス交通網の整備が期待できます。本町においては、先進車両の導入に向けて、多様な主体と連携した積極的な取組みを推進します。

○ 公共交通の利用促進による低炭素型まちづくりへの移行

- ・ 高速道路や国県道をはじめとする広域道路網を有し、それらと町道をはじめとする生活道路がネットワークされた本町においては、町民の移動手段はマイカーがメインとなっています。今後は町民の更なる高齢化も見込まれることから、鉄道やバス交通などの公共交通の活用によって、マイカーに頼らない円滑な移動環境を確保・構築していくこと

が求められます。

- 「COOL CHOICE」を宣言している本町においては、町民や来訪者が、目的に応じてマイカーと公共交通を適切に選択することができるよう、関係団体との連携を強化し、低・未利用地の活用によるパークアンドライドの推進に向けた環境整備や効率的・効果的な地域公共交通の運行、EVバスをはじめとするクリーンエネルギーを動力としたバス車両の導入など、公共交通の積極的な利用促進に資する施策展開を図りながら、持続可能なまちづくりに寄与する低炭素型まちづくりを推進します。

② 道路別の整備方針

《広域幹線道路》

- 本町の骨格を成し、広域的に都市と都市を結ぶ道路で、交通量が多く、通過交通を処理する高水準の規格を備える「広域幹線道路」として、以下の3路線を位置づけます。
- 本町の主要路線として、都市連携及び地域連携を担い、円滑な交通処理が求められることから、今後も関係機関との調整を図りながら整備を推進します。

路線名	位置づけ（機能・役割）
東名高速道路	東京・名古屋方面への高速自動車国道 第1次緊急輸送道路
国道246号	東京方面と御殿場方面をつなぐ幹線道路 第1次緊急輸送道路
国道255号	小田原方面と秦野方面をつなぐ幹線道路 第1次緊急輸送道路

《幹線道路》

- 広域幹線道路とともに本町の骨格を成し、広域幹線道路をつなぎ、都市と都市とを結ぶ「幹線道路」として、以下の4路線を位置づけます。
- 交通混雑の緩和や歩行者への安全性などの観点から、必要に応じて道路拡幅、交差点改良等により、安全で円滑な交通環境の整備に努めます。

路線名	位置づけ（機能・役割）
県道72号（松田・国府津線）	国府津方面へのアクセス道路 第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路
県道77号（平塚・松田線）	平塚方面へのアクセス道路 第1次緊急輸送道路
県道711号（小田原・松田線）	小田原方面へのアクセス道路 第2次緊急輸送道路
県道712号（松田停車場線）	開成方面へのアクセス道路 第1次緊急輸送道路

《地域主要道路》

- ・ 主要幹線道路をつなぎ、地域の主要な拠点を結ぶ「地域主要道路」として、以下の1路線を位置づけます。
- ・ 寄地区の主要路線として、急傾斜の山間部を通る道路となっていることから、利便性と安全性の確保に努めます。

路線名	位置づけ（機能・役割）
県道710号（神縄神山線）	寄地区への幹線道路 第2次緊急輸送道路

《地区内主要道路》

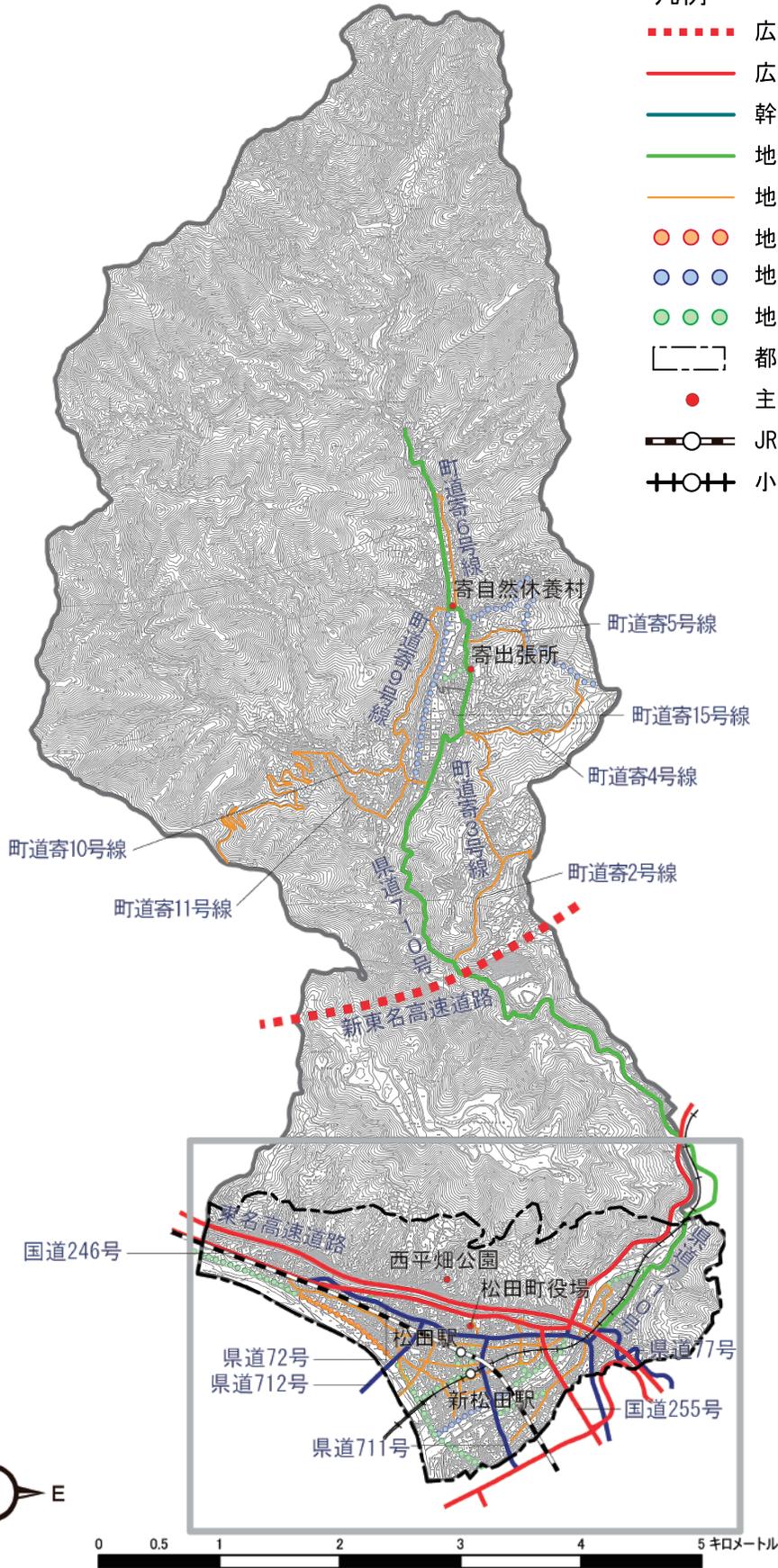
- ・ 本町内に網目状、環状に配置する道路で、幹線道路をつなぎ、地区と地区とを結ぶ「地区内主要道路」として、以下の路線を位置づけます。
- ・ 安全で良好な生活空間を形成する役割を担う道路として、通過交通を防ぎ、沿道緑化など周辺環境に配慮した人にやさしい町道の強化を図ります。

路線名	位置づけ（機能・役割）
1級、2級町道	身近な生活道路

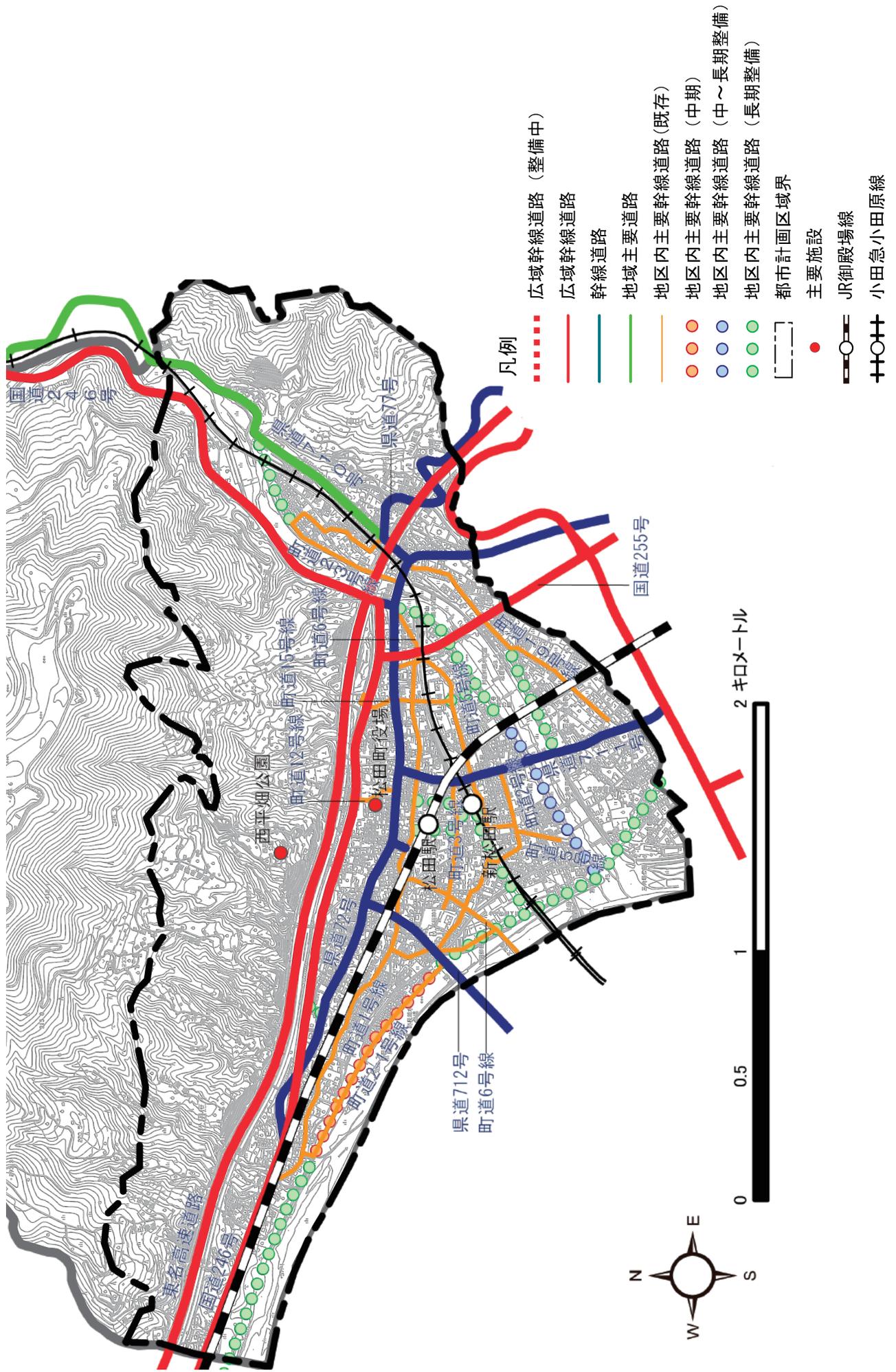
《交通体系の整備方針図》

凡例

- ■ ■ ■ ■ 広域幹線道路（整備中）
- 広域幹線道路
- 幹線道路
- 地域主要道路
- 地区内主要幹線道路（既存）
- ● ● 地区内主要幹線道路（中期）
- ● ● 地区内主要幹線道路（中～長期整備）
- ● ● 地区内主要幹線道路（長期整備）
- □ □ □ □ 都市計画区域界
- 主要施設
- JR御殿場線
- +○+ 小田急小田原線



《交通体系の整備方針図（市街地ゾーン詳細）》



(2) 公園緑地の整備方針

公園緑地の適切な管理

○ 公園緑地機能の維持・管理

- ・ 公園緑地は、町民が身近に利用できる子育て・高齢者の交流の場、やすらぎの場であるとともに、災害時等の避難場所としての役割も果たしています。誰もが安全・安心で快適な住環境の中で暮らせるよう、引き続き、計画的な公園緑地の維持・管理を推進します。
- ・ 行政だけでなく、町民や事業者など多様な主体の協働に基づく適切な維持・管理を進めていくため、公園緑地は町民全体の共有財産であるという認識を深めるとともに、緑化推進活動や利用マナー向上に対する意識の醸成を図り、より多くの主体の積極的な参加を促進します。

○ 利用状況に応じた公園機能の更新・見直し・再編

- ・ 少子高齢化に伴い、公園の主たる利用者が子どもから高齢者へと移行している公園もみられるなど、現状の公園機能と利用者ニーズとの乖離が課題となってくるのが想定されます。将来にわたって誰もが利用しやすく、安全・安心で魅力ある公園であり続けるために、利用状況に応じた公園機能の更新・見直しを図るとともに、多世代の交流を育む公園、中高生がスポーツを楽しむ公園など、多様なニーズに対応できるよう、公園の廃止・統合や新設を含めた公園配置の再編についても検討します。
- ・ ニーズの高まりが見込まれる高齢者の公園利用に向けては、町民の健康寿命の延伸に寄与する健康遊具の設置について検討します。
- ・ 子育て世代の定住促進の観点からも、小さな子どもが遊べる場所は必要不可欠です。子どもの利用に対しては「松田町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、のびのびと子どもたちが遊べる空間の確保に向けて、公園や児童公園、児童遊園等の整備や維持・管理、緑化の推進に努めます。

○ 公園施設の長寿命化

- ・ 近年、公園内に設置されている遊具やベンチなどの公園施設が老朽化し、更新時期を迎えつつあることから、今後の進行が懸念される老朽化に対する安全対策の強化と、補修・更新費等の適正化によるライフサイクルコストの縮減を図る観点から、公園施設の長寿命化を図ります。

○ 丹沢大山国定公園等の適切な維持・管理

- ・ 寄地区に広がる緑豊かな森林や丹沢大山国定公園等については、「森林法」、「自然環境保全法」、「自然公園法」の関連法令の適切な運用に基づいて、引き続き、現在の良好な公園緑地機能の維持・管理を図ります。

既成市街地における公園緑地の確保

○ 潤いある居住環境の形成に向けた公園緑地の確保・創出

- ・ 本町には閑静な住宅地が広がっており、市街地内にも緑が多くみられています。今後も潤いのある快適な居住環境の維持・形成を進めるために、活力ある長寿社会の形成、健康の維持増進、コミュニティの形成等の多様なニーズに対応し、地域住民が利用しやすく、愛着の持てる公園緑地の確保・創出を図ります。

○ ポケットパークの創出等による低・未利用地の適正な管理・活用

- ・ 街なかでの低・未利用地の増加により、賑わいや景観的統一感の低下が懸念されることから、低・未利用地を身近な緑空間及び地域の拠点となる緑空間として適正に管理しながら、潤いのある住環境の形成や歩きたくなる地域環境の形成に寄与するポケットパーク等への活用を図り、街なかの更なる賑わいの創出に取り組みます。

交流拠点機能の拡充

○ 松田地区における既存施設の交流拠点としての機能の拡充

- ・ 町民だけでなく県内外からの来訪者が緑、水、スポーツ、レクリエーション等に親しむことができるよう、それぞれの既存公園施設が持つ役割を明確にし、休憩場所の整備など、交流拠点としてより一層の機能の拡充に努めます。
- ・ 松田地区におけるレクリエーション活動の中心となる西平畑公園については、早咲き桜の名所として高い集客力を持つことから、誰もが安全・安心に利用できるよう、既存施設の適正な維持・管理を推進します。
- ・ 川音川親水公園のパークゴルフ場については、主に高齢者の健康増進及び交流の場として、多くの利用者で賑わっていることから、今後の需要見込みや公園配置の再編等も踏まえながら、必要に応じて機能拡充を推進します。
- ・ 松田山にある最明寺史跡公園については、護摩堂跡と最明寺の由来を記した石碑が残り、歴史的に仏縁の深い場所として貴重な地域資源となっていることから、引き続き、遊歩道を含めた一体的な適正管理を図ります。

○ 寄地区における既存施設の交流拠点としての機能の整備・拡充

- ・ 寄地区の寄自然休養村管理センターについては、丹沢大山国定公園等への散策における主要拠点施設として、駐車場や休憩スペース等の機能拡充を進め、来訪者が自然と親しむために必要な環境整備を図ります。
- ・ 寄ふれあいドッグランについては、町内外の愛犬家のやすらぎの場であるとともに、地域の新たな賑わい創出拠点としての役割を有していることから、施設周辺を含めた一体的な拠点整備を推進します。

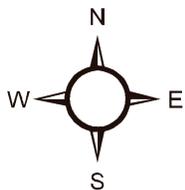
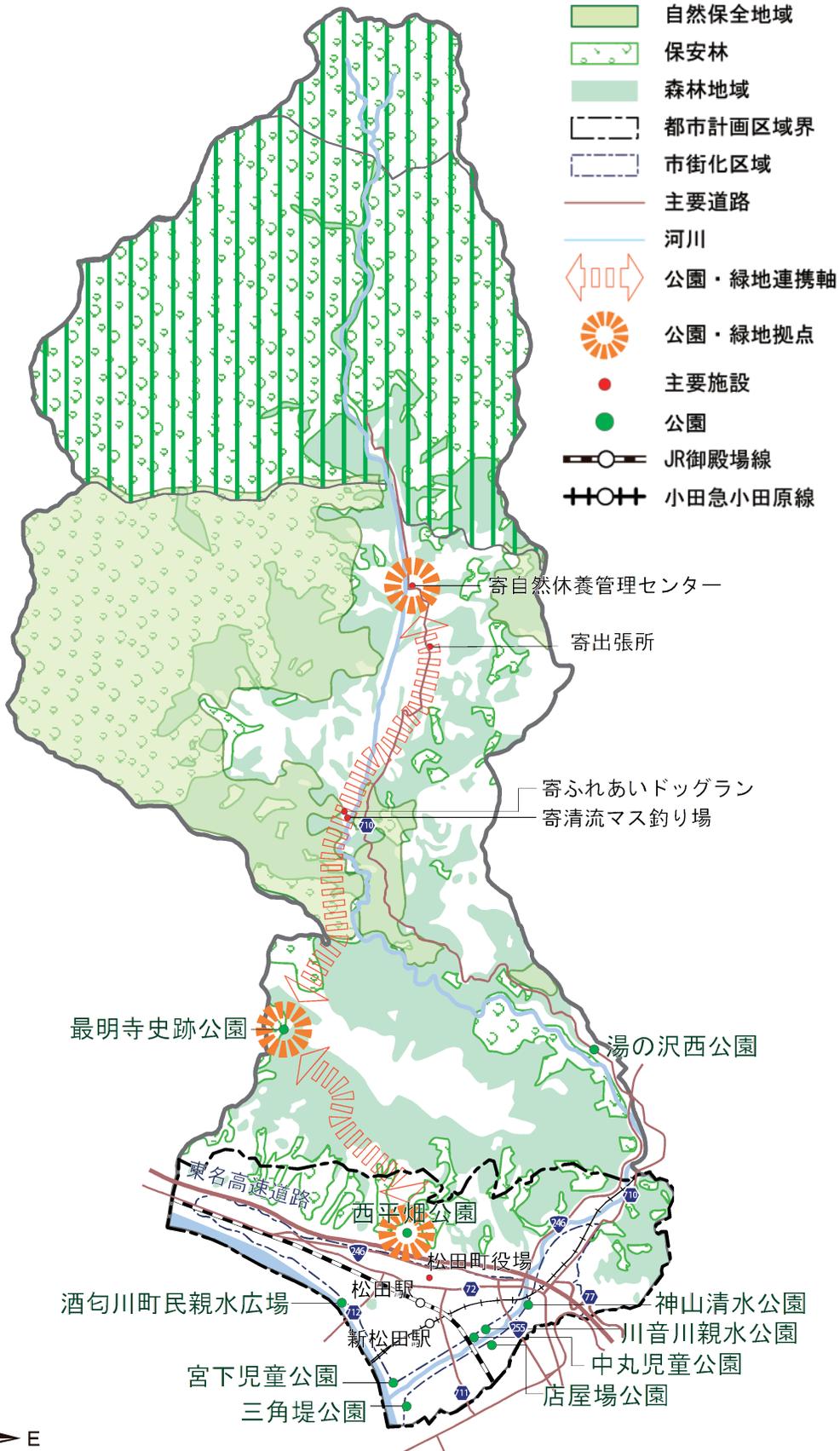
○ 里山環境を活かした新たな交流拠点の創出

- ・ 近年、ナチュラル志向の食文化体験、心身のリフレッシュ、人々との交流等を求めるニーズの増加に伴い、農業や農村への関心が高まっています。本町においても、既存の充実した公園緑地環境と連携しながら、神奈川県が進める「健康寿命の延伸」、「未病を治す」取組みを体験・実践できる「未病センター」としての機能も担う、地域活性化に資する交流拠点の創出についても検討を進めます。

《公園緑地の整備方針図》

凡例

-  自然公園地域(丹沢大山国定公園)
-  自然保全地域
-  保安林
-  森林地域
-  都市計画区域界
-  市街化区域
-  主要道路
-  河川
-  公園・緑地連携軸
-  公園・緑地拠点
-  主要施設
-  公園
-  JR御殿場線
-  小田急小田原線



(3) その他都市施設の整備方針

下水道施設の計画的な整備

- **既存の公共下水道施設の適切な維持・管理・長寿命化**
 - ・ 本町の生活環境の向上、河川の水質保全、浸水による都市災害の防除による安全性の確保という役割を担う下水道（汚水整備・雨水整備）は、公共下水道事業計画に基づき事業を推進し、適切な維持・管理・長寿命化を図ります。
 - ・ 処理区域においては、施設の維持・管理に併せて、施設の更新を進めるとともに、接続率の向上を図り、事業運営に企業性を発揮した経営の健全化に取り組みます。

- **寄地区における生活排水処理のあり方の検討**
 - ・ 生活排水処理施設整備計画に基づき、水源林地域である寄地区の生活排水処理施設の整備事業を計画的に進めるために、松田町生活排水処理施設運営審議会と調整しながら方針の検討を図ります。

文教施設の適正配置

- **教育環境の質的改善に向けた文教施設の配置の見直し**
 - ・ 少子高齢化に伴い、本町の年少人口も今後更なる減少が見込まれます。町内の6つの町立幼稚園及び小中学校については、行財政運営の効率化の面だけではなく、児童・生徒が健やかに成長していくうえで必要となる集団規模の確保や、本町で取り組んでいるICT教育の推進による教育環境の変化など、教育的見地からの見直しを行います。

- **老朽施設のマネジメントの推進**
 - ・ 老朽化が進んでいる町民文化センターや町体育館についても、その利用状況や町民意向を勘案しながら、国際交流の拠点や新しいスポーツ施設等、建て替えや機能転換、再配置等も含めた幅広い検討を行うこととします。

- **木材を活用した施設整備**
 - ・ 文教施設の再編や老朽化に伴って、新たな施設整備が必要となる場合は、本町にとって“後世にわたり、町民に愛される資源”となるような質の高い施設の創出に向けて、あたたかみを感じさせる木材を活用した施設整備を検討します。

医療・福祉・子育て施設の整備・充実

○ 拠点的医療施設の活用にあ資する環境整備

- ・ 本町には、足柄上地区における医療の中核を担う県立足柄上病院が立地しており、周辺市町からも多くの利用者が集まっています。今後も、本町の強みでもある医療機能の維持・拡充を図りながら、病院までのアクセス性の向上に向けて、歩行空間のバリアフリー化や自動運転バスの導入に向けた研究など、周辺と一体となった環境整備を推進します。

○ 暮らしやすいまちづくりを支える福祉施設の整備

- ・ 高齢社会が進行する中で、本町の高齢者がいつまでも健康で、生きがいを持った生活を送ることが出来るように、既成市街地内の空き家や低・未利用地、町有地等を活用しながら、民間活力と連携し、高齢者福祉施設や町民や高齢者同士の交流の場の整備を目指します。
- ・ 障がい児者の自立や社会参加、家族のサポートを支援していくため、既存の施設等の活用も見据えながら、需要に対応した障がい児者施設の適正確保を推進します。



○ 若年層の獲得にあ資する子育て支援施設の充実

- ・ 本町を持続可能で安定した都市として、未来につなげていくためには、若い世代の定住促進を図る必要があります。子育て世代が安心して子供を産み、育てていくことが出来る環境づくりに向けて、幼保一元化も含めた幼稚園・保育所の再編や空き教室を活用した学童保育など、本町で子育てがしたいと思えるような子育て支援施設の整備・拡充を推進します。

広域連携による都市機能の充実

○ 近隣市町との広域行政による都市機能の補完・充実

- ・ 限られた財源を有効に活用し、暮らしやすく活力のあるまちづくりに向けて、斎場、ごみ処理、し尿処理など、周辺市町との連携が可能な都市機能については積極的な広域連携を進め、行財政運営の効率化を図ります。
- ・ 社会経済情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応し、町民の要望に応えた効果的・効率的な都市機能の整備を図るために、自治会や各種団体とのより一層の連携を進めるとともに、必要に応じて周辺自治体等とも調整を図りつつ、都市機能の補完・充実を推進します。

- ・ 現在、足柄東部清掃組合への廃棄物の搬入を減少させることで、処理施設・最終処分場の延命を図るとともに、広域のごみ処理施設整備を推進していることから、引き続き、近隣市町と一体となって連携を強化し、ごみの処理対策を推進します。

○ **都市の魅力創出に資する特色ある施設整備**

- ・ 図書館や町民文化センターなど、多くの利用者を集客できる都市機能施設については、周辺自治体が有する機能と連携を図り、ひと通りの機能が揃っているどこにでもある施設ではなく、周辺自治体や都心部から利用者呼びこめるような、本町にしか無い特色のある施設の整備を目指します。

3 都市環境の基本方針

(1) 都市景観の基本方針

松田町の地域資源を活かした景観づくり

- **富士山や酒匂川の松並木を望む眺望点の整備・管理**
 - ・ 松田地区では、至る所で富士山を望むことができ、また、酒匂川の土手には樹齢 100 年近いクロマツの並木が続くなど、美しい景観が形成されています。このような自然や歴史を感じられる眺望を阻害しないよう、用途地域や「神奈川県屋外広告物条例」に基づいて、建築物及び屋外広告物の適切な規制誘導を図ります。
 - ・ 町民に愛され、心に残り、心が和む美しい眺望景観を今後も維持していくために、西平畑公園をはじめとする眺望点の計画的な整備・管理に努めます。
- **既成市街地内の風情と潤いある街並みの保全**
 - ・ 松田地区の市街地には、歴史のある酒蔵や神社などによる特徴的な歴史・文化景観、周辺を流れる酒匂川と川音川による潤いある景観が形成されています。今後も風情や潤いを感じられる街並みの保全が図られるよう、町民の意識醸成を図りながら、必要に応じて建築物の高さ制限や形態規制など、良好な街並み形成を目的とした地区計画や建築協定等の導入検討を進め、地域資源の発展に資する個性豊かな景観の形成に努めます。



- **寄地区における里山景観の保全**
 - ・ 寄地区に広がる良好な里山景観については、「森林法」など関連法令の適正運用を図りながら、周辺環境と調和した景観の維持・形成に努めます。また、多様な主体と連携しながら、中津川沿いのしだれ桜並木、ロウバイ園の季節を彩る花木など、美しい景観を構成する貴重な地域資源の保全を図り、魅力的な里山景観の形成に努めます。

○ 地域資源のネットワークの形成に向けたサイン整備の検討

- ・ 来訪者にまちを分かりやすく案内し、まちの魅力を伝えていくためには、案内板や施設のサインが統一感を持ち、かつ本町ならではのデザインがなされていることが重要となります。来訪者だけでなく町民も歩くことが楽しくなるようなサイン整備は、町民自らが本町の魅力を再発見し、町全体の活性化や回遊性の向上にもつながっていくと期待されることから、本町に点在する公共施設や文化・歴史・自然等の地域資源をネットワークする、一体的なサイン整備の検討に取り組みます。

玄関口にふさわしい鉄道駅周辺の景観づくり

○ 本町の玄関口となる鉄道駅周辺での景観形成

- ・ 鉄道駅周辺については、本町の玄関口にふさわしい賑わいと潤いが感じられるように、建築物の形態や色彩など、周辺環境や眺望との調和にも配慮した、個性豊かな景観形成に努めます。

○ 鉄道駅周辺の環境整備と併せた景観ルールの導入

- ・ 鉄道駅周辺では、本町の文化が感じられる風格と賑わいのある街並みを創出するため、鉄道駅周辺の環境整備と併せて、用途地域や高度地区など、地域地区の見直しによる規制誘導を検討するとともに、町民や事業者等と協働した景観に関するルールづくりに努めます。

町民主体による街並みづくり

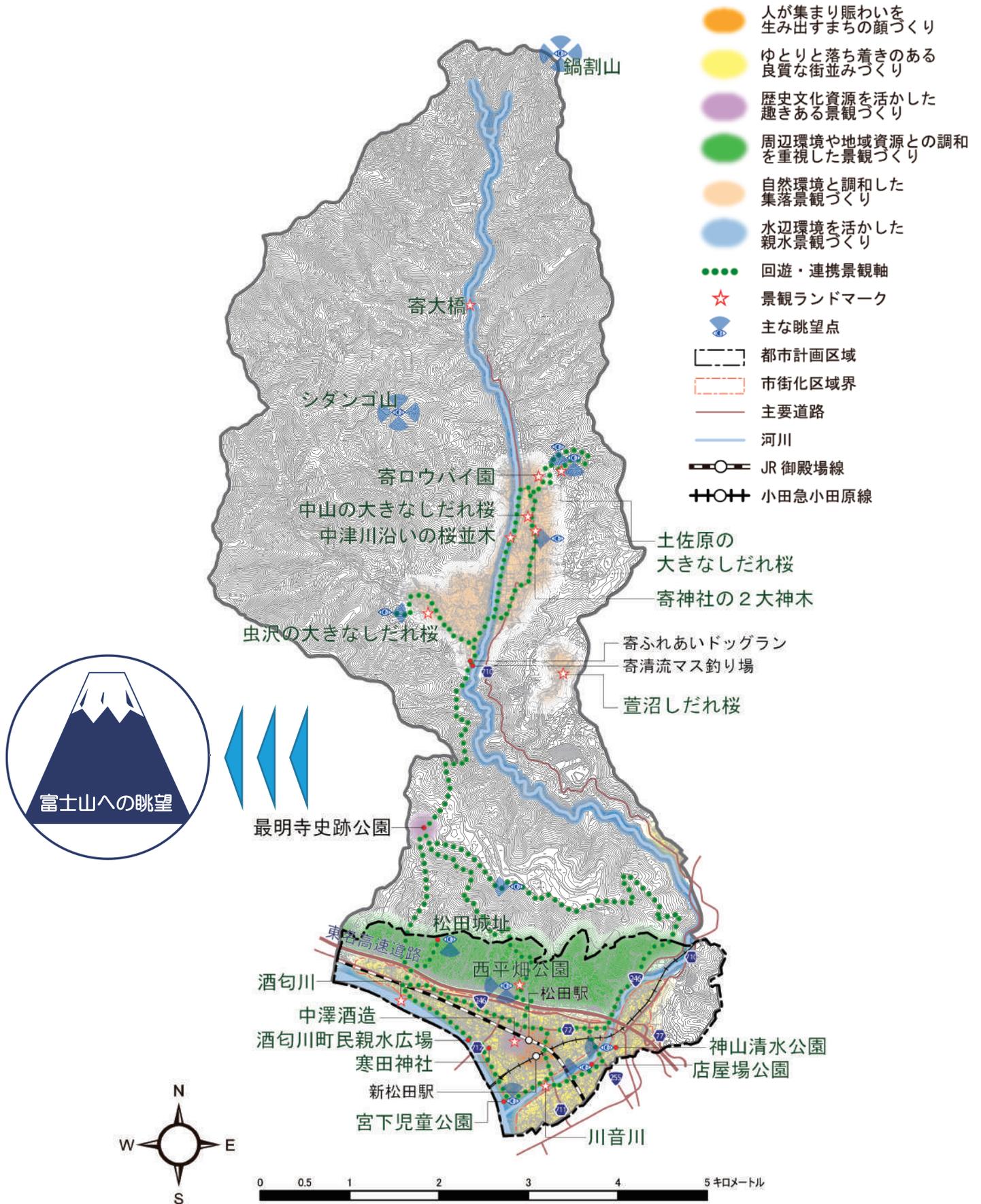
○ 景観まちづくりに対する町民意識の醸成

- ・ 景観まちづくりにおいては、町民・事業者・行政等が一体となった取組みが重要であり、本町の景観形成の目標を理解・共有したうえで、連携しながら景観まちづくりに取り組んでいく必要があります。特に、地域の個性や特徴を最も理解している地域住民が果たす役割は大きく、自らが主体となって考え、継続的に取り組んでいくことができるよう、地域住民に積極的な情報発信を行いながら、景観に対する意識啓発・醸成に努めます。

○ エリアマネジメントに基づく町民主体の景観づくりの促進

- ・ 本町には閑静な住宅地や自然豊かな郊外集落地など、魅力的な街並みや景観が形成されており、今後も良好な景観の保全・形成を図るため、町民主体の景観づくりを推進し、必要に応じて地区計画や建築協定等の導入の検討に取り組みます。
- ・ 行政においては、町民主体の景観づくりを支援するため、必要に応じて「松田町まちづくり条例」の景観に関する項目の見直しについても検討することとします。
- ・ 地域住民や事業者等による住宅や民間施設における屋上・壁面緑化、フラワーポット等の設置、生け垣の整備の奨励などによる街なかの緑化を推進し、潤いのある生活環境の創出を図ります。

《景観形成方針図》



(2) 都市防災の基本方針

防災・減災に向けた環境整備

○ 災害時における緊急輸送路の確保・整備

- ・ 災害時の物資輸送を支える道路については、第1次緊急輸送道路に位置づけられている東名高速道路、国道246号、国道255号、県道72号（松田・国府津線）、県道77号（平塚・松田線）、県道712号（松田停車場線）、第2次緊急輸送道路に位置づけられている県道72号（松田・国府津線）、県道711号（小田原・松田線）、県道710号（神縄神山線）とそれに接続する主要な道路において、十分な幅員や構造を確保した整備に向けて、国・県・近隣自治体等の関係機関と連携しながら、重層的な防災道路ネットワークの機能強化・整備を図ります。
- ・ 災害対策基本法に基づき、緊急交通路の指定を想定している東名高速道路、国道246号、国道255号、県道77号（平塚・松田線）、県道72号（松田・国府津線）については、災害時における災害応急対策に従事する車両の円滑な通行に向けて、沿道を含めた安全確保の強化に努めます。

第1次緊急輸送道路…高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。

第2次緊急輸送道路…第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線。

緊急交通路指定想定路…大規模災害発生時に、緊急交通路として指定が想定される路線。

○ 日常的な避難路ネットワークの確保

- ・ 町道をはじめとする身近な生活道路については、その整備により十分な幅員を確保することで、災害時における避難路機能や延焼遮断帯機能の確保、緊急車両の円滑な通行などの防災・減災対策につながることから、引き続き、計画的な整備を推進し、充実した避難路ネットワークの確保を図ります。
- ・ 沿道の建築物や構造物の耐震性確保、倒壊の危険性の高いブロック塀から植栽塀への移行など、町民や事業者との協働の下で、安全・安心な道路環境の整備に努めます。

○ 緊急時の避難場所となる公共公益施設の適正配置と拠点機能の充実

- ・ 「松田町地域防災計画」において広域避難場所、避難所等に指定されている公共公益施設については、災害発生時の中枢的な活動拠点となることから、地域住民の避難のしやすさ等を考慮し、適正な配置を進めます。
- ・ 救援、収容、備蓄など、災害時の拠点機能の強化を図りつつ、耐震、耐火等の施設自体の安全性の確保、スロープの設置など、ユニバーサルデザイン化も図り、誰もが利用しやすい災害拠点の形成に取り組みます。
- ・ 病院施設については、災害時における救命作業の拠点的な役割を担う施設となることか

ら、非常時におけるアクセスの確保に向けて、本町のみならず、周辺都市との連携の下、必要な環境整備に取り組みます。

○ 建築物の耐震化・不燃化の促進

- ・ 本町では、「松田町耐震改修促進計画」に基づいて、建築物の耐震化を進めています。引き続き、多くの町民が利用する公共施設については、より一層耐震化を促進し、災害時における町民の安全の確保に取り組みます。
- ・ 市街地における延焼や倒壊による危険性を低減するため、建築物の耐震化・不燃化を促進するとともに、市街地の延焼防止に向けて、鉄道駅周辺の用途地域の見直しに併せた「防火・準防火地域」の導入の検討にも取り組みます。

安全・安心のまちづくり

○ 災害や犯罪の温床となり得る空き家及び低・未利用地の適正管理

- ・ 本町には空き家や低・未利用地が点在していますが、これらは地震発生時の建物倒壊や火災による被害拡大、犯罪の温床となることなどが懸念されることから、町として空き家や低・未利用地の実態把握調査に取り組むとともに、地域住民・所有者・地権者の意向把握に努めながら、適正管理と有効活用を促進します。

○ 自助・共助・公助・近助の考えに基づいた防災組織の育成支援

- ・ 災害時には、「自助（自分の身は自分で守る）」「共助（広く助け合う）」「公助（行政が支援する）」「近助（近所の人たちと助け合う）」が連携を図りつつ一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながります。
- ・ この観点のもと、「松田町地域防災計画」に基づいた防災対策を進め、災害時における町民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、町民が相互に支えあい、助け合う仕組みや、それを支援する仕組みを構築することで、地域の自主的な防災活動の充実、日常的な防災対策の促進に努めます。

○ 松田地区と寄地区の相互連携による機能のバックアップ

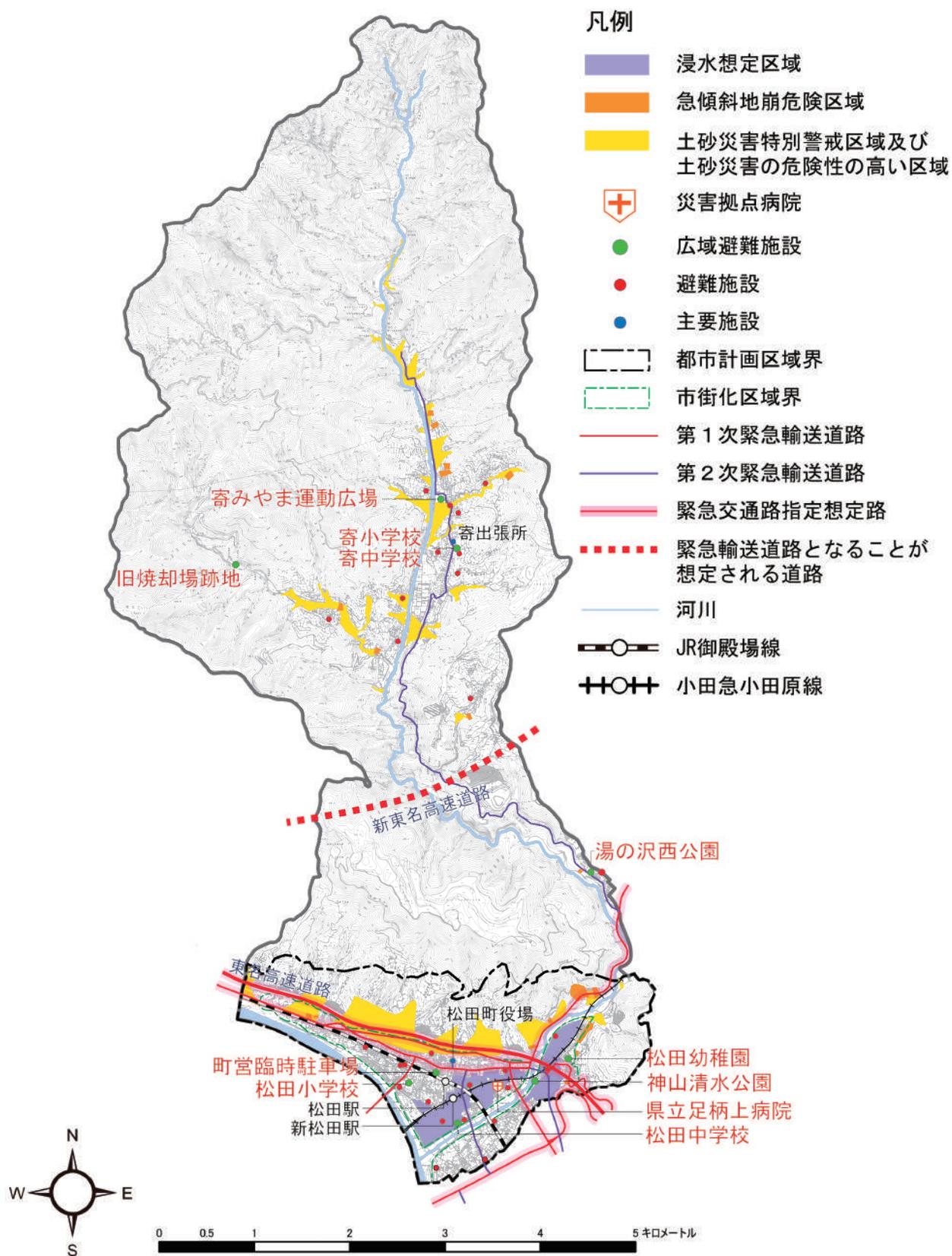
- ・ 本町で災害が発生した場合、平地の松田地区と山間地の寄地区では、受ける被害状況に差が出るのが予想されます。被害の少ない地区で、被害を受けた地区の公的機能をバックアップし、災害時においても円滑な復旧・復興対応が可能となるよう、平常時から両地区における機能の相互補完のあり方について検討を行います。

災害危険箇所の改善

- **土砂災害や洪水等の災害危険箇所の円滑な整備・改善**
 - ・ 本町の山間部における急傾斜地の崩壊や地すべり、大雨や洪水等による災害から、町民の生命・財産を保護するために、災害防止に資する土砂災害危険箇所や急傾斜地崩壊危険箇所の円滑な整備・改善に向けて関係機関へ働きかけを推進します。

- **災害ハザードマップ等の活用による町民への周知・啓発**
 - ・ 土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所を図示した「災害ハザードマップ」を活用しながら、避難場所・避難路等の防災情報を町民に広く周知するとともに、防災知識の啓発を促進します。

《都市防災に関する方針図》



(3) 駅前環境整備の基本方針

鉄道駅周辺の魅力づくりに向けた一体的な環境整備

○ 本町が鉄道駅周辺の環境整備に取り組む意義

[公共交通の活用に向けたハブ拠点機能の向上]

- ・ 本町に設置されている2つの鉄道駅周辺エリアは、バス交通も含めた公共交通の要衝として、町民のみならず近隣都市からの利用者も多く、足柄上地区の交通の核として位置づけられています。今後は、自家用車など自力での移動が困難な高齢者の増加により、鉄道やバス交通等の公共交通の「交通分担率（すべての交通手段の中である交通が利用される比率）」の高まりも予想されることから、鉄道駅周辺エリアについては、町の内外を繋ぐハブ拠点にふさわしい環境整備が求められています。

[周辺都市を含む公共交通の利用促進に伴うまちの活性化]

- ・ 松田地区と寄地区との連携をはじめ、周辺自治体とも繋がりながら、利便性の高い交流・定住都市を目指す本町においては、鉄道駅を中心として各地域をネットワークするバス交通の利便性向上を図ることで鉄道も含めた公共交通の利用促進が進み、町全体の交通環境の向上や活性化に繋がっていくことが期待されます。

[駅前環境の一体的整備による賑わい拠点の創出]

- ・ 誰もが気軽に公共交通を利用することができるように、鉄道駅からの二次交通を担うバス交通の充実を促進するとともに、本町の将来都市像である『人・まち・コトを繋ぐまち』の実現をけん引する中心拠点として、駅前の混雑解消に資する広場や道路の改良、交流による賑わいの創出や利用者の生活利便性向上に資する拠点機能の誘導など、鉄道駅周辺エリアでの一体的な環境整備に取り組みます。

[魅力創出による都市のブランド力向上と定住促進]

- ・ 利便性の高い魅力ある駅前環境の創出は、若年層をはじめとする新たな人口獲得の促進や人の集積による周辺の既存商業環境の活性化など、町を支える“人”と“税収”の安定的な確保に資する非常に重要な施策です。この施策の進捗により、安定した行財政運営の下で、町民や事業者へ質の高い生活・都市サービスを継続的に提供していくことが可能となり、誰にとっても暮らしやすく、賑わいのある利便性の高いまちづくりを更に推進していくことが出来ます。
- ・ 魅力あるまちづくりは“都市のブランド力”を高め、新たな定住者や事業者“に“選ばれる都市”へと成長していくための大きな要素です。人口減少社会の中で、本町が将来にわたって持続可能な都市としてあり続けていくためには、充実した公共交通環境という強みを活かしながら、新たな“人”に選ばれることで“税収”を確保し、それを生活・都市サービスに還元していく好循環を継続していく必要があることから、引き続き、多様な主体との連携を図りながら、魅力創出に資する駅前環境の整備に積極的に取り組んでいきます。

○ **賑わいの創出と交通利便性の向上に資する一体的な鉄道駅前環境の整備**

- ・ 鉄道駅前については、本町の拠点として賑わいの創出と交通利便性の向上に向けて、鉄道駅前環境を一体的に整備することで、駅前広場やアクセス道路の整備、生活利便施設等の適切配置を進め、快適で利便性の高い鉄道駅前空間の形成を図ります。
- ・ 鉄道駅は、松田地区から寄地区へアクセスするための結節点となることから、寄地区で不足している商業や医療等の都市機能を、鉄道駅周辺で補完することができるよう、町内における地域間での機能補完についても配慮しながら、必要となる都市機能について検討するものとします。

○ **玄関口にふさわしい安全性の高い魅力的な環境づくり**

- ・ 鉄道駅周辺については、駅前広場の整備、空き家や低・未利用地の活用等により、土地の高度利用を図りながら、商業・業務・教育等の多様な都市機能が集積した、本町の玄関口にふさわしい、安全性の高い魅力的な環境の形成を推進します。
- ・ 鉄道駅周辺の商業地域及び近隣商業地域には、準防火地域が指定されていますが、同じエリア内にある第一種住居地域には、準防火地域が指定されていないことから、鉄道駅周辺については、災害に強い安全な市街地づくりに向けて、用途地域と並行して防火・準防火地域の見直しを検討します。

多様な主体との連携・協働による整備促進

○ **地権者や企業、行政が一体となった協働による整備手法の検討**

- ・ 市街地整備の事業化にあたっては、地権者や本町で活動する企業等の果たす役割が大きいことから、地権者や本町で活動する企業等が持つ人材、情報、ノウハウ等がまちづくりにおいて多方面で発揮されるよう、協働による円滑な整備手法の検討に取り組みます。

○ **実現化に向けた継続的な検討の場の設置**

- ・ より良い環境の整備に向けた事業を円滑かつ計画的に進めるため、関係者の定期的・継続的な検討の場の設置に取り組みます。